

ポイント 連結親法人は、その事業年度が6ヵ月を超える場合には、その事業年度開始の日以後6ヵ月を経過した日から2ヵ月以内に連結中間申告書を提出しなければなりません。

A4

(1) 実施者

連結中間申告は、連結親法人が申告書の提出をし、一括納付します。方法については、単体納税と同じように、仮決算を行う方法と、仮決算を行わずに前期実績に基づいた計算を行う方法のいずれかを選択できます。但し、以下の場合を除きます。

- ①申告すべき税額が10万円以下の場合
- ②連結親法人が協同組合の場合

(2) 仮決算をした場合

6ヵ月間を一連結事業年度とみなした時の連結所得金額または連結欠損金額、連結法人税額等を記載します。

添付書類として、連結親法人及び連結子法人のその計算期間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書を提出します。

(3) 仮決算をしなかった場合

2年目以降の連結法人においては、前期の連結確定法人税額÷前期の月数×6ヵ月の金額となります。初年度においては、前連結事業年度が存在しませんので、各法人の連結直前事業年度の確定法人税額を基に計算を行います。

連結中間申告額＝{各法人の直前事業年度の確定法人税額×6/直前事業年度の月数}の合計

初年度連結法人については、別表18の2付表1と2を添付する必要があります。この別表により各連結法人の前期決算税額の確認と調整を行います。

(4) 地方税の中間申告について

連結納税を行っている場合には、法人住民税及び法人事業税については、仮決算による中間申告をすることができません。予定申告のみとなっています。

申告書及び納付書も今までとおり、各子会社に送付されます。

(5) 親子会社間の精算

親子会社間の中間税額については、任意の精算となっています。

(6) 提出期限について

中間申告については、期限の延長がありませんので、連結中間申告書を提出しなかった場合には、予定申告書を提出したものとみなされます。